

自動車リサイクル法「フロン類引取・破壊業務委託」応募要項

2018年12月25日

一般社団法人 自動車再資源化協力機構

1. 委託業務内容

(1) 件名

自動車リサイクル法「フロン類引取・破壊業務委託」

(2) 委託業務内容

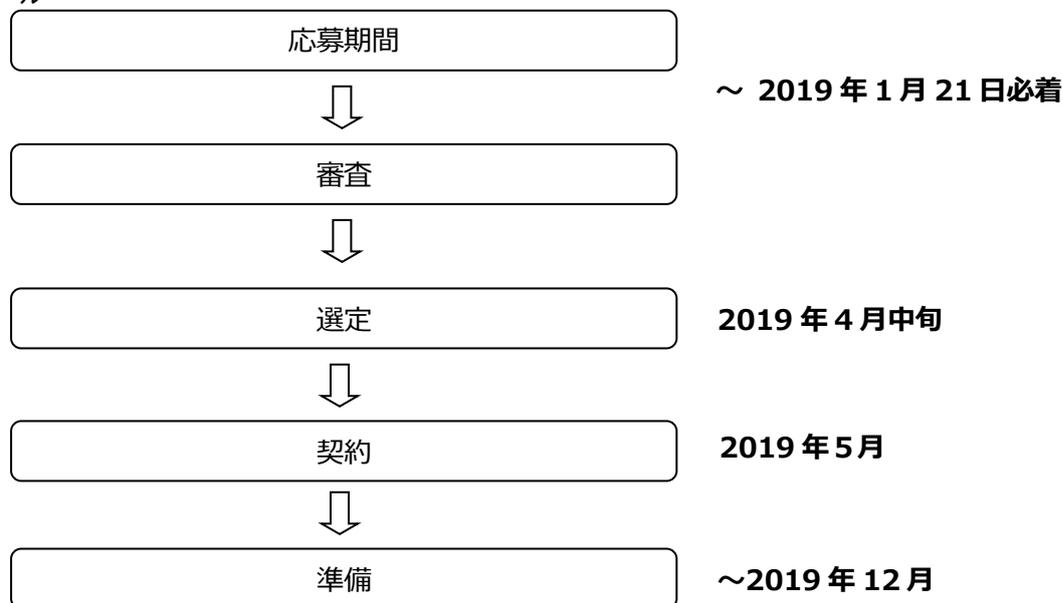
委託業務に関する資料は、別途希望者に送付いたします。

請求先アドレス re-fr@jarp.org まで、件名「フロン入札資料請求」、本文に会社名、部署名、担当者名、送付先メールアドレスを明記のうえ、ご請求ください。（請求期限は2019年1月18日（金）17:00まで）

(3) 履行期間

2020年1月1日～2024年12月31日まで（5年間：途中解約不可）

2. 入札スケジュール



3. 応募資格

(1) 2018年12月15日現在、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）第63条第1項」の規定に基づき許可を受けており、CFC・HFCの両フロンを破壊できること。

(2) 事業者としてフロン類回収破壊の実績を有しており、本事業の達成及び事業計画の遂行に必要な経営基盤を有していること。

(3) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア. 法令違反等により行政処分中にある者

イ. 会社更生法に基づき更正手続開始の申立てまたは民事再生法の規定による再生手続開始がなされている者

ウ. 成年被後見人、被保佐人、若しくは破産者で復権を得ない者

エ. 暴力団等反社会的勢力もしくはそれに関与している者

4. 基本要件

基本要件確認書（様式2）の1. に記載の「受け入れに必要な要件」をすべて満たすこと。

5. 応募方法

(1) 提出書類（下記書類各1部を書留郵便で提出）

- ① 競争参加申込用紙（様式1）
- ② 基本要件確認書（様式2）
- ③ 入札書（様式3）
- ④ フロン類破壊業者許可書の写し
（有効期間のもの。更新申請中の場合は、受理印の押印がある申請書の写し）
- ⑤ 2017年度分「フロン類破壊量等に関する報告書」
（2018年度途中からの実績のみの場合は、自社で作成した破壊実績報告書）
- ⑥ 会社資料
会社概要書（パンフレット等）
事業報告書（直近3年分の貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書を含むもの）

(2) 応募の無効

次のいずれかに該当する応募は無効とする。

- ア. 応募資格に欠ける者が提出したもの
- イ. 記載事項に虚偽が含まれるもの
- ウ. 提出書類に不足があるもの

(3) 応募書類の送付先

〒105-0012

東京都港区芝大門 1-1-30 日本自動車会館 16 階

一般社団法人 自動車再資源化協力機構

業務部 フロングループ 宛

※ FAX・電子メール（添付ファイル）・持参は一切受け付けません。

※ 提出書類は返却いたしません。必要な場合は提出前にあらかじめコピーを取った上でご提出ください。

(4) 応募期間

2018年12月25日（火）～2019年1月21日（月）必着

(5) 応募書類に用いる言語、通貨、及び単位

日本語・日本国通貨・日本の標準時及び計量法（平成4年法第51号）

(6) 応募に関する問合せ先

一般社団法人 自動車再資源化協力機構

業務部 フロングループ 担当 高野・原・猪野

メールアドレス：re-fr@jarp.org

応募に関する質問は、2019年1月15日（火）までに応募者自身が電子メール（日本語）

にて行うこととします。

※ 電子メール以外の方法や応募者以外の方からの問合せは一切受け付けません。

6. よくあるご質問

- Q) 高圧ガス保安法の製造や貯蔵の許可を現在既に取得していないとダメでしょうか。
- A) 取得見込みの場合は、基本要件確認書（様式2）の理由欄に見込み予定の状況を記載ください。
- Q) 稼働日に制約はありますか。
- A) 原則として平日毎日の受入が必要です。
- Q) 一時保管能力はいくら必要ですか。
- A) 事業者として受入量の1.5ヶ月分相当の保管能力が必要です。
- Q) 必ず指定の特定計量器を購入しなければなりませんか。
- A) 様式2に記載の通り、受入に必要な要件を満たす特定計量器をご用意いただく必要があります。
- Q) 複数名体制できないとダメでしょうか。
- A) 専任の必要はございませんが、体制自体は複数名体制が必要です。
- Q) 作業スペースはありますが、建屋がないとダメでしょうか。
- A) 建屋が必要です。
- Q) 現在、許可申請中ですが応札できますか。
- A) 2018/12/15時点で許可を受けていなければ応募資格はございません。
- Q) フロン破壊の実績はありますが、どの程度の実績量があればよいでしょうか。
- A) 実績があれば応募資格はございますが、少なくとも事業所所在地都道府県の1年間発生量を処理できないと受託は難しいとお考えください。
- Q) 提出書類のうち2017年度分「フロン類破壊量等に関する報告書」について当社は、家電リサイクル法フロンのみを処理しているため国へは報告書を提出していません。当該報告書は、何を提出すればよいでしょうか。
- A) 自社で作成した破壊実績報告書をご提出ください。

以上